



収受年月日	議 長	事務局長	書記
2.12.11			
第 116 号			

令和 2 年 12 月 11 日

埜町議会議長 割貝 寿一 様



総務常任委員会委員

金澤 太郎

賛成者

青砥 典藏

少数意見報告書

令和 2 年 12 月 10 日の総務常任委員会において、留保した少数意見を埜町議会会議規則第 76 条第 2 項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 請願第 2 号

日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書の提出に関する請願

2 意見の要旨

本年 10 月 24 日、国連において核兵器禁止条約が 50 か国の批准により、2021 年 1 月 22 日より発効されることが決定しました。

条約は、核兵器は非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人権法に反するものであるとし、歴史上はじめて明文上も違法なものとなりました。被爆者や多くの平和を希求する国民が長年にわたり切望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。しかし、日本政府はこの条約を批准していません。

日本政府は、核保有国と非保有国の「橋渡し」を唱えています。世界で

唯一の戦争による被爆国として、核兵器全面禁止を目指すよう具体的に努力すべきと考えます。1998年に非核宣言をした町として、核兵器禁止条約に署名、批准することを強く求め、国への意見書を提出することに賛成します。